

申請書類について

| 質問 | 回答 |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どものマイナンバーがわかりません。申請書には書かなくてもいいですか。 | 申請児童と両親のマイナンバーの記入が必要です。市民課からの通知や、住民票等でご確認ください。 |
| 申請書には希望施設を第3希望まで記入する必要がありますか。 | 全て記入する必要はありません。申請書には入園を希望する園のみ記入してください。 |
| 入園申請時には希望園を第3希望まで選べますが、希望園を第1希望の一つだけにしたほうが入りやすいですか。 | 第2・第3希望まで含めて同じ園を希望された方の中から点数順に利用調整を行います。そのため、園を一つだけに絞ったからと言って、そのことに対する特別な配慮や、園に入りやすくなるといったことはありません。 |
| 入園希望園の順番が利用調整の優先順位に影響することはありますか。第1希望と第3希望の申請者がいた場合は、第1希望が優先されますか。 | 原則ありません。保育園等利用のご案内P6に記載のとおり、利用調整基準に基づいた優先順位によって利用調整を行います。 ただし、兄弟と異なる園を第1希望とした場合には、点数が変更となる場合があります。 |
| 就労証明書は日立市のホームページに掲載されている様式でなくても、勤務条件の分かる書類であれば受付してもらえますか。 | 就労証明書は令和6年8月から変更となった様式のみ受け付けます。旧様式や、他の書類での代替はできません。 |
| 就労証明書の「No.7就労実績」には、何を記載してもらえば良いですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・直近3か月分の勤務実績の記載が必要です。（産休や育休を取得された方は、取得前の直近の3か月間の実績です。） ・現在の勤務先に就職されて間もない場合で、3か月分の勤務実績がない場合は今後の就労見込みを含めて記載してもらってください。（必ず3か月分の記載欄を埋めていただく必要があります。） |
| 必要書類の「診断書」は、病院が発行する様式で良いですか。 | 病院発行の様式ではなく、市が定める様式で発行してもらう必要があります。市で定める診断書の様式は、子ども施設課の窓口や市ホームページで入手できます。 |
| きょうだい（2人以上）で保育園に通っています。変更届を提出したいのですが、変更届と必要書類は、きょうだいの人数分必要ですか。 | 「認定変更申請書」、必要書類ともにきょうだいの人数分は必要ありません。世帯で1枚で結構です。 |